

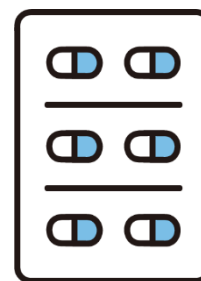
後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、 先発医薬品の処方を 患者さんが希望する場合、 特別料金の支払いが必要となりました。

- 2024年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬剤で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合、**特別の料金の支払いが必要**となりました。
- 後発医薬品の積極的な利用に、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(※)を持つ医薬品のことです。

(※)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。



「特別の料金」はどのくらい？

先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、患者一部負担金とともに支払うことになりました。

※なお、医師が「先発医薬品を処方する医療上の必要がある」と、判断した場合等は、特別の料金は必要ありません。

「特別の料金」はどこで支払うの？

- 「院外処方せん」の場合、調剤を受ける薬局でのお支払いとなります。
- 藤本病院で夜間・休日に薬を受け取るときは病院でお支払いとなります。

